

【就学相談の流れ】

堺市教育委員会

就学相談の申し込み（5～6月）

- 校区の小学校へ電話で申し込みをしてください。

必要書類の記入

市のホームページ、小学校や園（所）等から資料Ⅰ「就学相談申込票（兼 就学に向けての相談・支援資料）」両面 1 枚と資料Ⅱ（本資料）を入手し、記入の上、小学校へご持参ください。（見学・体験、就学相談時）

観察・聞き取り、見学や体験、面談日時の調整決定

- 小学校の就学相談担当者が、小学校での見学や体験、面談日時を調整します。
- また、小学校の就学相談担当者が、園（所）等に連絡して、観察・聞き取りの日程を決めます。

園（所）等での観察・聞き取り

※ 保護者が観察・聞き取りに立ち会っていただく必要はありませんが、観察・聞き取り後に園（所）等で保護者面談を行う場合もあります。

- 小学校の就学相談担当者が、幼児の在籍する園（所）等での活動の様子を観察します。

学校見学・体験入学

- 幼児や保護者が学校を見学したり、体験したりします。
※支援学校の見学・体験に関しては、幼稚園等を通じてお知らせします。

保護者面談

- 小学校で、保護者から幼児の様子や就学の希望等をお聴きします。
- 支援学校や支援学級について等、就学に関する情報をお伝えします。

堺市就学支援委員会

- 就学先として最も適した環境について、就学に関する専門的知識を有する就学支援委員の意見を聴きます。

審議結果の連絡 ※就学先が府立の支援学校希望の場合、12月中に大阪府教育委員会に報告します。

- 小学校または市教委が、保護者に就学支援委員会の審議結果を伝えます。
- 審議結果が保護者の希望と異なる場合は、再度、面談を実施します。

※7月以降も、就学相談の申し込みは可能ですが、なるべく上記の期間にお申込みください。